

令和5年度 処遇改善説明会

令和5年8月2日

老人保健施設かみつが 事務部

I : 介護職員処遇改善加算とは？

介護職員処遇改善加算とは、介護職員の給与を月額平均1.5万円相当引き上げる目的で平成21年度補正予算において創設された「介護職員処遇改善交付金」が原型となっており、これを継続する形で平成24年度から新たに、介護報酬の加算として位置づけられました。

さらに平成27年度の報酬改定において、職員の資質向上の取り組み、雇い管理の改善、労働環境の改善の取り組みを推し進めるため、さらに月額平均1.2万円相当を上乗せ評価する新たな区分が加えられました。

この加算は介護職員の処遇改善を目的としているため、介護職員の賃金（給与・賞与・手当等）に反映させなければいけません。そのため、この加算で得た売上は、物品の購入や職員の福利厚生など、職員の賃金改善以外の用途に充てることはできません。

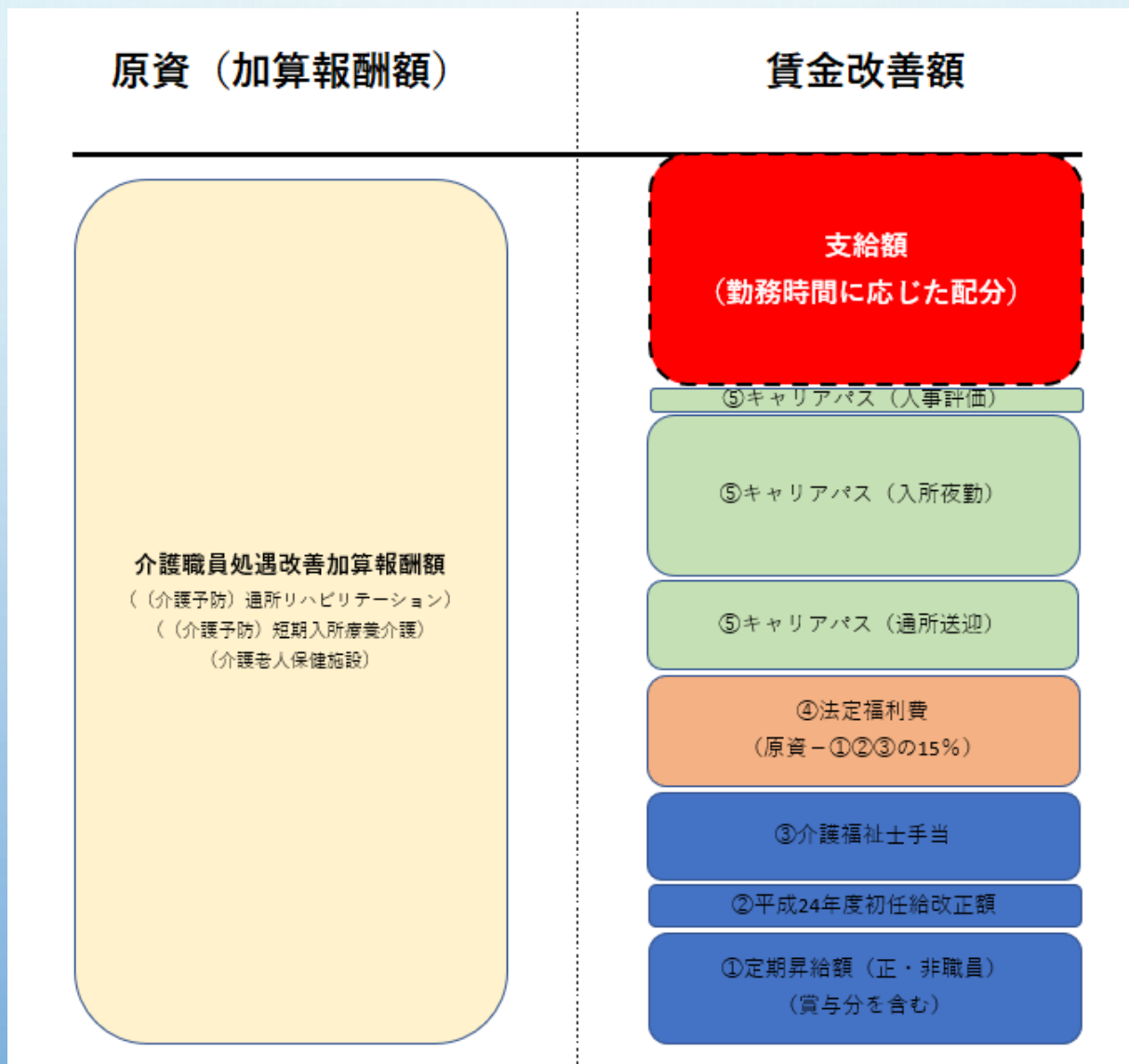
また、当加算の賃金改善の対象としているのは、「介護職員」であるため、介護職員の配置が想定されていない以下のサービスについては、当加算の対象外となっています。

- ・(介護予防)訪問看護
- ・(介護予防)居宅療養管理指導
- ・特定(介護予防)福祉用具販売
- ・居宅介護支援
- ・(介護予防)訪問リハビリテーション
- ・(介護予防)福祉用具貸与
- ・介護予防支援

老健かみつがの処遇改善加算実績

サービス	令和4年度加算報酬額(円)
通所リハビリテーション	6,194,567
介護予防通所リハビリテーション	749,753
介護老人保健施設	13,891,394
短期入所療養介護	674,280
介護予防短期入所療養介護	3,275
合計	21,513,269

老健かみつがにおける支給額の計算方法



Ⅱ：介護職員等特定処遇改善加算とは？

介護職員等特定処遇改善加算とは、「経験・技能のある介護職員」の処遇改善を目的として、介護職員処遇改善加算に上乗せする形で介護報酬を加算して支給する制度として2019年10月より導入されました。

老健かみつがの特定処遇改善加算実績

サービス	令和4年度加算報酬額(円)
通所リハビリテーション	2,635,891
介護予防通所リハビリテーション	318,972
介護老人保健施設	7,480,014
短期入所療養介護	363,012
介護予防短期入所療養介護	1,764
合計	10,799,653

老健かみつがの配分対象

Aグループ：経験・技能のある介護職員

※老健かみつがでは、介護系施設で産休・育休期間を含め10年以上の経験を有する介護福祉士としている

Bグループ：その他の介護職員（Aグループ以外の介護職員）

Cグループ：その他の職種（年収440万円以上の者は対象外）

配分のルール

1. 経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」を設定・確保
2. 経験・技能のある介護職員の平均処遇改善額は、その他の介護職員の2倍以上とすること

※令和3年度介護報酬改定により「2倍以上」から「より高く」に変更となる

3. その他の職種（年収440万円以上の者は対象外）の平均処遇改善額は、その他の介護職員の2分の1を上回らないこと

老健かみつがにおける支給額の計算方法



Ⅲ：介護職員等ベースアップ等支援加算とは？

本加算は、令和4年2月に新設された「処遇改善支援加算」をベースに令和4年10月の介護報酬改定（臨時改定）を経て介護職員等に対して3%程度（月額9,000円相当）の引き上げを目的として創設された加算。

※上都賀厚生連は2022年4月1日より、この名称を「**介護職員
処遇改善支援手当**」とする。

老健かみつがの介護職員等ベースアップ等支援加算実績 (令和4年10月～)

サービス	令和4年度加算報酬額(円)
通所リハビリテーション	639,551
介護予防通所リハビリテーション	81,024
介護老人保健施設	1,433,431
短期入所療養介護	78,230
介護予防短期入所療養介護	1,501
合計	2,233,737

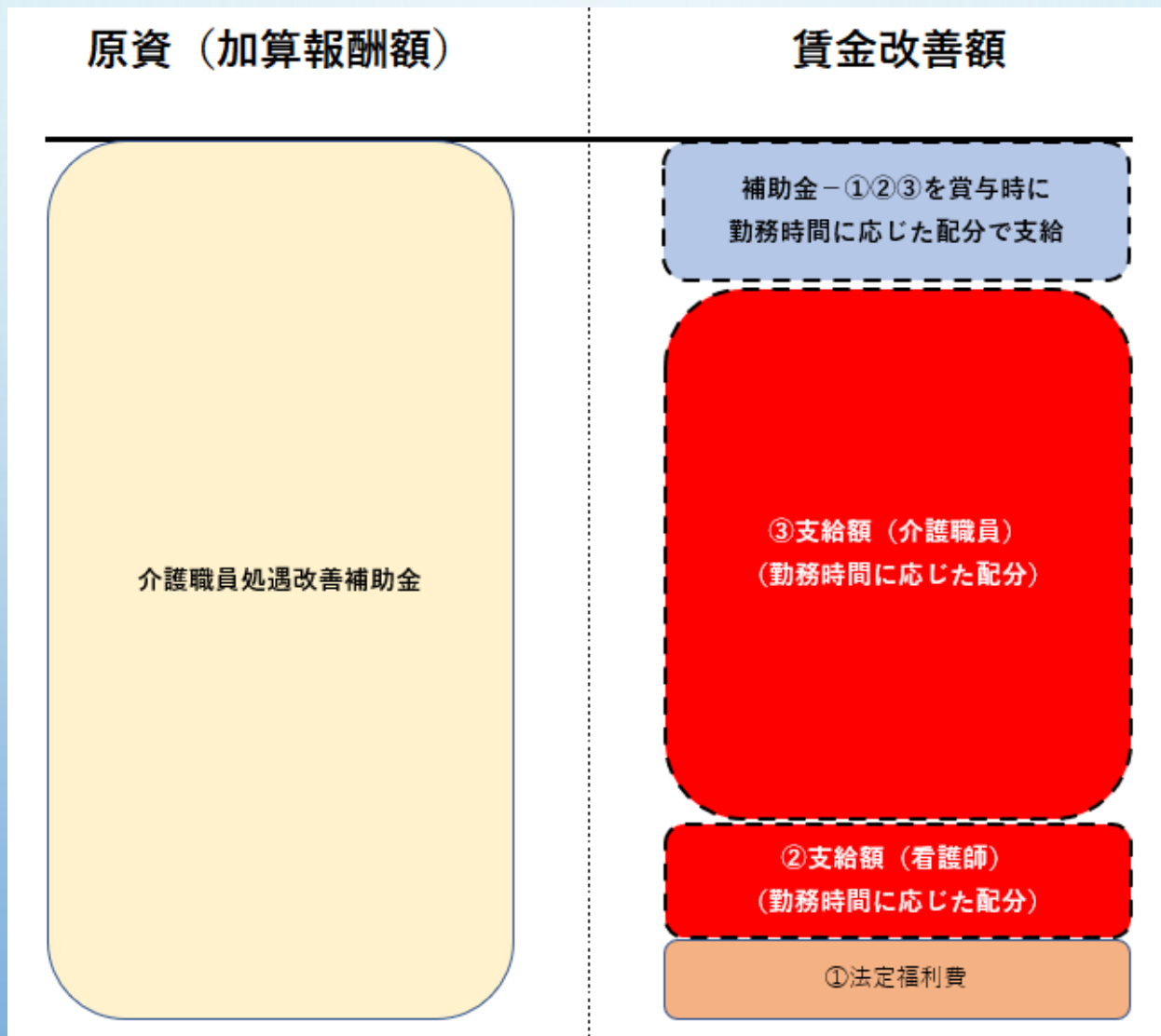
老健かみつがにおける支給額

介護職員処遇改善支援手当(R4.4.1から)

1. 介護職員 5,000円/月
※勤務時間に応じた配分

2. 看護師 1,500円/月
※勤務時間に応じた配分

老健かみつがにおける支給額の計算方法



令和4年度処遇改善実績報告書

				処遇改善加算	○	特定加算	○	ベースアップ等加算	○			
①	令和	4	年度の加算の総額	21,513,269	円	10,799,653	円	2,233,737	円			
②	賃金改善所要額(i-ii) (右欄の額は①欄の額以上であること)			21,586,086	円	10,806,735	円	2,235,499	円			
	i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額			(1)-(6)-(8)	218,546,247	円	(2)-(4)-(9)	269,516,330	円	(3)-(5)-(7)	132,884,809	円
	(a)本年度の賃金の総額			(1)	230,872,110	円	(2)	295,576,252	円	(3)	148,943,655	円
	(b)処遇改善加算の総額					(4)	21,513,269	円	(5)	10,685,262	円	
	(c)特定加算の総額			(6)	8,024,142	円			(7)	5,373,584	円	
	(d)処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の総額			(8)	4,301,721	円	(9)	4,546,653	円			
	ii)前年度の賃金の総額 【基準額1・基準額2・基準額3】			【基準額1】	196,960,161	円	【基準額2】	258,709,595	円	【基準額3】	130,649,310	円

令和5年度処遇改善計画書

				処遇改善加算	○	特定加算	○	ベースアップ等加算	○
①	令和	5	年度の加算の見込額	21,625,260	円	10,863,960	円	4,488,708	円
②	賃金改善の見込額 (①の各加算の見込額を上回ること)			(a) 21,711,000	円	(b) 10,965,000	円	(c) 4,512,000	円